令和8年度教育・保育施設入園



申込みの手引き



お問合せ 庄内町子育で応援課子育で支援係 TeL0234-42-0195・0171 〒999-7781 庄内町余目字町132-1

これから出産される方、年度途中からの利用を希望する方も、受付期間中にお申込みください。 入園日までに庄内町に転入予定の方も申込み可能です。

他市町村の認可保育所・認定こども園等へ入所を希望される場合も、庄内町へ申請書を提出する必要があります。利用される認可保育所、認定こども園によって、手続きが異なりますので御相談ください。

教育・保育給付認定

利用希望する場合、利用申込みと併せて教育・保育給付認定を受ける必要があります。

認定区分	年齢	利用する理由	利用できる施設、事業	申込先	
1号認定	満3歳以上	教育を希望する場合	幼稚園、認定こども園	直接、施設に申込みする。 施設を通じて町に認定申請する。	
2号認定		保護者の就労や病気などにより 保育を必要とする場合	保育所、認定こども園	町に入園申込み及び認定申請す	
3号認定	満3歳未満	保護者の就労や病気などにより 保育を必要とする場合	保育所、認定こども園、地域型保育	る。(※保育の必要性の理由に該当する場合のみ)	

1 庄内町の認可保育所・認定こども園一覧



				最長保育時間		
	園 名	定員	対象児	(保育短時間)	給食	通園方法
				※3 ページ参照		
保育園	社会福祉法人和心 すくすく保育園 〒999-7781 余目字大塚39-1 EL 43-2612	2 号・3 号認定 100	2 ヵ月 ~ 3 歳児	月~土 7:00~19:00 (8:00~16:00)	+ 11	A CLYY YO
	社会福祉法人和心 余目保育園 〒999-7781 余目字大塚 62-1 Tel 43-2308	2 号・3 号認定 130	2 ヵ月 ~ 3 歳児	月~土 7:00~19:00 (8:00~16:00)	あり	各自送迎
認定こども園	社会福祉法人和心 幼保連携型認定こども園 からふる 〒999-6601	2 号·3 号認定 _{保育} 110	2 ヵ月 ~ 5 歳児	月~土 7:00~19:00 (8:00~16:00)	あり	各自送迎 3歳児以上:バ
	狩川字大釜 136 Ta. 56-2436 (保育舎) Ta. 56-2207 (幼児舎) 1号認定 (教育)の 入園等に関する問合せは 直接園にお願いします。	1 号認定 _{教育} 10	満3歳 ~ 5歳児	月〜金 9:00〜14:00 預かり保育あり	あり	ス送迎あり(立川地域のみ)

2 申込に必要な書類

必要書類は、子育て応援課・各園へ備え付けのほか、町HPから ダウンロード可能です。

|1号認定(教育)、2号・3号認定(保育)共通

● 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書(兼児童台帳)

児童1人につき1枚。希望施設名は必ず第3希望まで記入してください。 (継続児除く。)

※個人番号(マイナンバー)の記載が必要です。提出する際は、申請書を提出する方の本人確認を行いますので、次のいずれかをお持ちください。

・個人番号(マイナンバー)カード

•写真付証明書類(1点):運転免許証、旅券、身体(精神)障害者保健福祉手帳、療育手帳等

・その他証明書類(2点):公的医療保険被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等

● 家庭状況調査票 1世帯につき1枚

2号・3号認定(保育)のみ

● 保育の必要性の証明書(父母) ※父母ともに次のいずれかに該当する場合に入所ができます。

区 分		提 出 書 類
1	常時 (注1) 働いている場合	就労証明書 (注4) 又は自営業・農業従事申告書
2	妊娠・出産の場合 (注2)	母子健康手帳(出産予定日記載欄)の写し
3	病気や障害を有する場合	診断書・障が、者手帳等の写し(同居家族、児童本人分)
4	同居の親族を介護している場合	保育所入所に関する介護・看護状況申告書
		診断書・介護保険証の写し・障がい者手帳の写し
5	就学している場合	在学証明書
6	求職活動中の場合 (注3)	求職活動申告書
7	虐待・DV 等	家庭状況調査票に状況を記載。後日面談等で調査します。
8	育児休業中の兄姉の継続在園	家庭状況調査票に育児休業の期間を記載
9	災害復旧	罹災証明

- (注1) 常時とは1日4時間以上、週4日以上(月64時間以上)の勤務を基準とします。
- (注2) 産前産後各8週(多胎の場合は異なります。)また、詳細については御相談ください。
- (注3) 求職活動中の入所は3ヵ月間に限定されます。
- (注4) 兄姉が学童保育所へ入所申込をする場合は、就労証明書を兼ねることができます。保育所等の申込と一緒に提出してください。

● 保育料算定関係の書類(該当する場合のみ)

- <u>(ア) 生活保護受給証明書</u> 生活保護世帯の方
- (イ)課税証明書 令和7年1月1日現在、庄内町に住所がなかった父母について必要です。 令和7年1月1日に住所があった市町村で発行しています。<u>なお、父母のいずれかが仕事の都合等により庄内町に住所がない方は課税証明書の提出が必要となります</u>。(個人番号(マイナンバー)を記載いただいた場合は提出不要です。)
- (ウ) 申立書 (同居している18歳以上(令和8年4月1日現在)の兄姉、又は別居の兄姉がいる場合) 該当する保護者は子育て支援係に御連絡ください。該当する方は申立書を提出することにより、保育 料の軽減を受けることができます。
- (エ) 在宅障がい者(児) のいる世帯であることを証明する書類

同居の家族または入所希望のお子さんが身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当証書、 精神障害者保健福祉手帳、障害基礎年金のいずれかを交付されている場合は、その写しを添付 してください。

※認定こども園の教育利用(1号認定)を希望する方は、認定こども園に直接申込みします。

3 保育の必要量について

●2号・3号認定の保育必要量について

保育の必要性や就労時間により保育必要量【保育標準時間、保育短時間(※各園で定めた時間帯)】の 認定が異なります。

就労により保育が必要な場合は下のとおり認定されますが、**父母いずれかの就労時間が月平均 120 時間** 未満の方がシフト勤務等の都合により保育園で定める保育短時間を超えて保育を必要とする場合、申請書に その理由を記入ください。

(1) 就労の保育必要量について(※就労の場合は、就労証明書の就労状況をもとに計算します。)

- ●「保育標準時間」・・・父母の就労時間が月平均120時間以上(例:1日6時間、月20日勤務)
- ●「保育短時間」…父母いずれかの就労時間が月平均120時間未満(例:1日5時間、月20日勤務)

①判定の仕方

申請書の「3 利用を希望する利用曜日・時間」の記入した時間をもとに判定します。

各保育園で定めた保育短時間内(「1 庄内町の認可保育所・認定こども園一覧」参照)で利用する場合は「保育短時間」で判定し、それを超えて利用したい場合は「保育標準時間」で判定することになります。

②保育必要量の変更について(保育短時間→保育標準時間)

父母いずれかの就労時間が月平均120時間未満(例:1日5時間、月20日勤務)であって、シフト勤務や変則勤務、通勤時間等により保育短時間を超えて利用したい場合は、申請書の「3 利用を希望する利用 曜日・時間」の※(理由)を記入ください。審査のうえ、保育必要量を判定します。

(例) 勤務時間が「8:00~14:00」で1日5時間、月20日勤務であるが、通勤に45分かかるため、 7:15~15:00まで預けたい。

(2) 求職活動中の保育必要量について

求職活動中の場合は「保育短時間」での判定となります。就労後、就労証明書の就労状況をもとに判定します。3 ヵ月以内に就労証明書の提出がない場合は、退所していただくことになりますのでご了承ください。

(3) 就労以外の保育必要量について

妊娠・出産、父母の病気や障がい、虐待・DV、災害復旧等は保育標準時間又は保育短時間で利用することが可能です。

(4) 育児休業中の保育必要量について

兄姉が在園中で育児休業中の方は、保育標準時間又は保育短時間で利用することが可能です。 (親子のふれあいの時間を持つためにも、基本的には保育短時間の利用に御協力をお願いしております。)

4 保育利用時間について

保育所とは児童福祉施設で、就労等の理由により御家庭でお子さんの保育ができないときに代わって 保育を行う施設です。

利用可能な時間は、保護者の方の就労時間を元に認定した保育短時間または保育標準時間の枠組みとなっています。

しかしながら、御家族のお仕事がお休みのときは、御家庭で一緒に過ごしていただき、親子のふれ あいの時間として家庭保育に努めていただきますよう、御理解、御協力をお願いいたします。

5 入園の決定

- (1) 「9 申込受付」期間中に申込みいただいた方を優先に入所を決定しますが、第1希望の施設に 入所できるものとは限りませんので、あらかじめ御了承ください。
- (2) 町外の認可保育所や認定こども園を希望の方は、当該市町との協議が必要となり、入所ができない場合もあります。町内保育園も併せて希望保育園の欄に御記入ください。
- (3) 10月27日以降に申込みの方は、10月24日まで申込みの方の入所決定後、空きがある場合に随時入所決定となります。

6 入園日とならし保育

保育利用では、<u>入園日から2週間程度</u>は、お子さんに徐々に園での生活に慣れてもらうため、「なら し保育」を行います。<u>ならし保育期間も入園期間に含まれます。</u>入園日、復職日を検討する際はなら し保育期間を十分考慮し、下の表の例を御参考いただき入園日を御記入ください。

(ならし保育期間の例)

日数	利用時間	給食	午睡
<u>入園日</u> ~3日目	9 時登園 → 11 時降園	無	無
4日目~5日目	9 時登園 → 12 時降園	有	無
6日目~ <u>復職日前日まで</u>	9 時登園 → 15 時降園	有	有

※ 園や年齢によってならし保育の進め方が違いますので、詳細は各園にお問い合わせください。

7 保育料

詳細は別紙の令和8年度保育料表をご覧ください。※国の制度により変更になる場合があります。 保育料の納付は基本的に口座振替をお願いしています。各園の方法でお支払いください。

8 住所等の変更、就労状況の変更について

住所の変更、家族構成の変更があった場合は、届出が必要です。また、勤務先の変更、退職及び就労 内容に変更があった場合は、就労証明書又は求職活動申告書を在園している園又は子育て応援課に御提 出ください。

9 申込受付

期 間:令和7年9月24日(水)~10月24日(金) 土日祝日は除く

受付時間:8:30~17:15

場 所: 庁内町子育て応援課子育て支援係

すくすく保育園、余目保育園、認定こども園からふる

※受付期間以降も随時受付いたします。子育て応援課のみでの受付となります。

※10月9日(木)及び10日(金)は受付時間を延長します。

受付時間:17:15~19:00

場 所: 庄内町役場 B棟1階 子育て支援センター「こっころ」前

<u>認定こども園からふるの教育利用(1号認定)の入園申込みは、</u> <u>認定こども園からふるに直接お申込みください。</u>